

令和7年3月24日

土木部関係機関の長 殿

監 理 課 長

土木工事における請負代金内訳書に明示される法定福利費の取扱い
について(通知)

このことについて、鹿児島県建設工事請負契約書第3条第2項により、請負代金内訳書には法定福利費(健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料)を明示するとしていますが、法定福利費の適切な支払いのための取組の実効性を図る観点から取扱いを下記のとおりとしますので通知します。

記

1 発注者による法定福利費の確認

発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費について、予定価格の積算から合理的に推計される法定福利費概算額と比較し、適切に計上されていることを確認する。

「法定福利費概算額」 = 工事価格 × 法定福利費の割合(別紙のとおり)

2 確認の結果、一定以上の乖離がある場合の対応

受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費が、1により算出した法定福利費概算額の1/2未満である場合は、受注者に対して算出根拠の確認を依頼し、誤記載等があれば訂正を求める。

3 適用年月日

令和7年4月1日以降の執行伺い決裁分から適用

問合せ先

法定福利費に係るもの：入札・指導係(内線3498)

請負代金内訳書に係るもの：技術指導係(内線3516)

【参考】

鹿児島県建設工事請負契約書(抜粋)

(工程表及び請負代金内訳書)

第3条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、発注者が請負代金内訳書の提出を求めたときは、これに応じなければならない。この場合において、請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

土木部共通仕様書(抜粋)

第3編 土木工事共通編 第1章 総則

第1節 総則 3-1-1-1 請負代金内訳書及び工事費構成書

1. 請負代金内訳書

受注者は、契約書第3条の規定に基づき、発注者から請負代金内訳書の提出を求められたときは、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

2. 内訳書の内容説明

監督職員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができる。ただし、内容に関する協議等を行わないものとする。

3. 工事費構成書

受注者は、請負代金額が1億円以上で、6ヶ月を超える対象工事の場合には内訳書の提出後に総括監督員に対し、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができる。また、総括監督員が提出する工事費構成書は、請負契約を締結した工事の数量総括表に掲げる各工種、種別及び細別の数量に基づく各費用の工事費総額に占める割合を、当該工事の設計書に基づき有効数字2桁（3桁目または小数3桁目以下切捨）の百分率で表示した一覧表とする。

4. 工事費構成書の提出

総括監督員は、受注者から工事費構成書の提示を求められたときは、その日から14日以内に主任監督員を経由して受注者に提出しなければならない。

5. 工事費構成書の内容説明

受注者は、工事費構成書の内容に関し、発注者から説明を受けることができる。ただし、内容に関する協議等を行わないものとする。